神奈川県病院協会　第１１回働き方改革推進会議
次　　第

日　時　２０２３年１１月１日(水)
　　１４時３０分～１５時１５分（予定）
場　所　神奈川県病院協会２階会議室
　　（web 会議システム　ZOOM との併用）

進　行　　副会長　　菅　　泰博

挨　　拶

議　　題

「医師の働き方改革と地域医療の両立について」

（１）神奈川県の取組について（県医療課）

（２）意見交換

（３）その他

医師の働き方改革と地域医療提供体制の両立に向けた神奈川県の取組について

令和５年11月1日

健康医療局保健医療部医療課

1　働き方改革の進捗について

救急医療機関における宿日直許可の取得状況

救急医療機関187病院のうち、

宿日直許可（宿直）を取得済の病院は5.7割程度

宿日直許可（日直）を取得済の病院は3.6割程度（webフォームによるアンケート調査による：10/14時点回答）

宿日直許可（宿直）の取得・申請状況（n＝187病院）

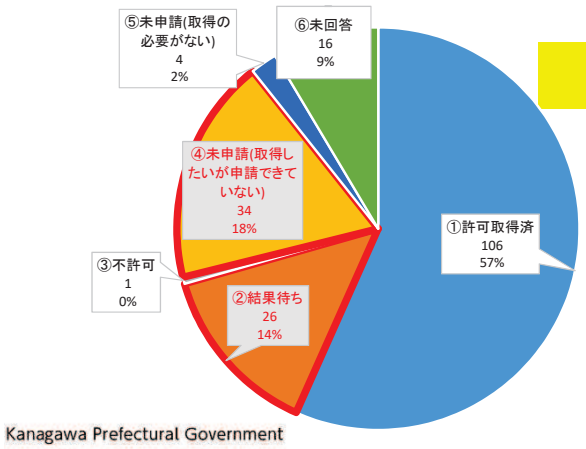

（10月度）

宿日直許可（日直）の取得・申請状況（n＝187病院）

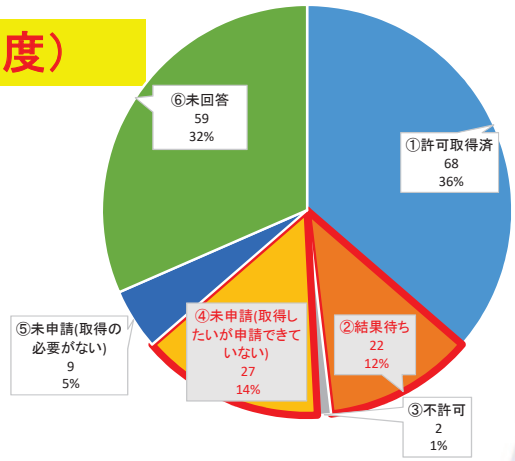

Kanagawa Prefectural Government

都道府県別の評価センターの受審状況

評価センター受審申込　受付状況

令和5年10月23日現在

都道府県名	申込件数
北海道	21
青森県	6
岩手県	5
宮城県	11
秋田県	2
山形県	3
福島県	9
茨城県	4
栃木県	8
群馬県	4
埼玉県	25
千葉県	26
東京都	51
神奈川県	33
新潟県	4
富山県	2
石川県	3
福井県	2
山梨県	2
長野県	8
岐阜県	14
静岡県	15
愛知県	27
三重県	6

都道府県名	申込件数
滋賀県	7
京都府	13
大阪府	35
兵庫県	22
奈良県	4
和歌山県	2
鳥取県	2
島根県	2
岡山県	5
広島県	9
山口県	3
徳島県	3
香川県	2
愛媛県	2
高知県	5
福岡県	28
佐賀県	3
長崎県	2
熊本県	3
大分県	4
宮崎県	3
鹿児島県	7
沖縄県	14
合計	471

※受審申込医療機関に関する個別のお問い合わせはご遠慮くださいますようお願いいたします。

■10月23日までの評価センター受審申込件数は、全国で471件のうち、神奈川県内の受審申込件数は33件

※県内の救急医療機関187病院のうち、特例水準の申請を予定しているのは35病院（今後変動する可能性あり）（10月webフォームアンケート結果（10/14〆）より）

■ 8/31〆

1件の申請について医療審議会（10/20）で意見聴取済

⇒　11月中に指定通知を当該病院へ発出予定

■10/31〆

・県への申請：4件（10/27時点）

・評価センターの評価結果受領：1件（①は除く）

（審議会への意見聴取時期を調整中）

県医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）の積極的利用について

◆ １０月下旬頃～

⇒ 勤改センターの労務管理相談コーナー（※）より、県内医療 機関へ電話でセンターの利用意向や働き方改革全般の課題に関して、聞き取りを実施させていただいております。

※ 労務管理相談コーナー
神奈川労働局の委託を受けた、（株）タスクールPlusが運営。

⇒ 併せて、令和６年４月に向けて、医療機関で取り組むことが推奨される事項について、チェックシートを送付していますので、適宜ご確認ください。

4

医師の働き方改革推進会議サポートプロジェクトについて

◆医師の働き方改革推進会議について
医師が自身の働き方を振り返りつつ、様々な世代・診療科の医師や医療関係職種の職員と現場の状況や課題を共有し、医師の働き方改革について、それぞれの医療機関で意見交換する会議

◆サポートプロジェクトについて
それぞれの医療機関の医師の働き方改革推進会議における以下の業務を本事業事務局が無料で行います。
・会議の企画・立案
・会議への司会者（ファシリテーター）派遣
・会場設営　等

◆ＵＲＬ
https://iryou-hatarakikata-suishin.mhlw.go.jp/

5

（参考）副業・兼業先の把握について

Kanagawa Prefectural Government

Ｑ１所属医師が、当医療機関に申告せず他の医療機関で副業・兼業を行っていたことが発覚した場合、当医療機関はどのような対応したら良いでしょうか。（厚労省ＦＡＱ、厚労省及び労働局への聞き取り）

A

◆医療機関の管理者は、当該医師が健康に働くことができる環境を整備するという趣旨からも、**所属医師からの自己申告等に基づき、**副業・兼業先での労働時間を把握する必要があります。

◆そのために、**事前に副業・兼業先に関する規定を設ける等により自己申告等のルールや手続きを明確化し、**適切な労働時間の把握を徹底するよう対応する必要があります。

⇒　必要に応じて副業・兼業先にも協力を求めることが推奨されます。

◆その上で、副業・兼業していること自体も申告しない場合は、**労働時間の通算は要せず、960時間又は1860時間を超えていないように管理していれば足ります。**

⇒　また、当該医師が副業・兼業していることは申告しているが、副業・兼業先病院における時間外・休日労働時間を主たる勤務先に正しく申告できていなかった場合には、当該医師の申告等により把握した労働時間により通算した時間が960時間ないし1860時間を超えないように管理していれば足ります。

Ｑ２主たる勤務先で自己申告等のルールや手続きを設定していなかった場合に、医師が副業・兼業について申告しておらず、上限時間を超過しており、何らかの方法で判明した場合は主たる勤務先に対して、指導や罰則が課せられることはあるのか。（厚労省への聞き取り）

Ａ　そのようなケースであれば、**適切な自己申告を可能とするルール作りについて指導対象となることが考えられます。**

Ｑ３当該医師からの自己申告により、960時間または1860時間を超えることが判明した場合に主たる勤務先と副業・兼業先のどちらに責があるのか。（厚労省及び労働局への聞き取り）

Ａ　上限時間を超えることが判明した後に時間外・休日労働をさせた場合、当該時間外・休日労働をさせた医療機関に法違反が成立することになります。
（当該医師個人の通算した時間外・休日労働時間が、主たる勤務先の36協定の起算日から１年間において上限時間を超えていれば主たる勤務先に責があり、副業・兼業先の36協定の起算日から１年間において上限時間を超えていれば副業・兼業先に責があることになります。）

8

Ｑ４ 非常勤医師を雇用するにあたり、主たる勤務先における36協定の内容や勤務状況について、事前に把握することが求められるのか。（厚労省及び労働局への聞き取り）

Ａ

◆通常、医師の副業・兼業については、主たる勤務先において、法違反が発生しないための取組（管理モデルの導入による上限のとりきめ、勤務シフトの作成など）を行うことが想定されているものと承知しています。

◆しかしながら、管理モデルの導入などは常に行われるわけではありません。

◆その場合は、副業・兼業先においても、主たる勤務先における労働時間について自己申告を受けて、当該労働時間数を踏まえて、医師個人の時間外・休日労働時間の上限を超過しないよう労務管理を行う必要があります。

◆なお、主たる勤務先の36協定を把握する必要はありませんが、**主たる勤務先において当該医師がどの水準の適用を受けるのかを把握する必要はあります。**

9

2　県民への普及啓発について

Kanagawa Prefectural Government

普及啓発取組１　基本的な情報の周知

想定実施時期：令和５年度中

令和５年度第１回　都道府県担当課長会議（R5.5/29）資料抜粋

医師の働き方改革普及啓発事業

令和４年度第二次補正予算額　1.5億円（-）　※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

○医師の働き方改革を進めるにあたり、個々の医療機関が労働時間短縮・医師の健康確保を進めていくことが重要とされており、管理者に対する研修会は令和元年度から実施している。しかし、勤務医に対する時間外労働の上限規制が、2024年4月から適用開始になるところ、医療界から、国民・市民が時間外労働の上限規制が適用開始となることを知っておらず、協力を得る必要があるとの指摘があることから、広く制度の周知を行うことを目的とする。

2　事業の概要

○令和４年度単年度事業として、以下のメニューにより国民に対して、医師の働き方改革に関する周知等を実施する。

・インターネット上の動画放映
・普及啓発用ポスター等の作成　　等

3　事業スキーム・実施主体等

動画・ポスター等の作成

・コンテンツは、国民・市民にも分かりやすく工夫したものとする。

＜実施主体等＞

・学術団体等（公募により選定）

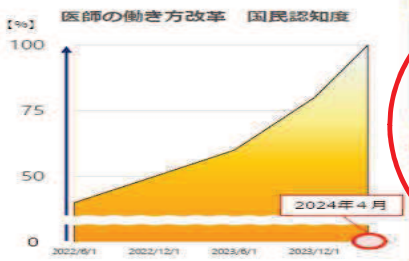

ポスター公開

・医療機関等における医師の働き方改革制度ポスターの設置。

動画等の公開

・メディアタイアップとした周知広告の設定
・周知動画はインターネット等で公開。

10

国作成のポスター・動画を活用し、広く県民に対して普及啓発を図ります。
あわせて、県ホームページに医師の働き方改革ポータルサイトを開設します。

Kanagawa Prefectural Government

国の普及啓発について

- 国からはポスター（B2・A3）、パンフレット、リーフレットを**11月末発送開始予定**とのこと。
- 内容は、制度開始の周知、時間内受診、タスクシフト・シェア、複数主治医制度などを予定。
- 各病院への配送について厚生労働省から直送予定
- 国のポータルサイトからポスター等のデータのダウンロードも可能になる予定

Kanagawa Prefectural Government

12

普及啓発取組２　ターゲット層に応じた県独自の啓発（イメージ）

想定実施時期：令和５年度中

○ 県広報媒体、動画等を活用し、医師の働き方改革について県民へ普及啓発を実施する。

○ 県ホームページに医師の働き方改革ポータルサイトを開設予定（１２月予定）

○ 「医師の健康を守る、医療を守る」といった制度の趣旨を伝えたうえで、対象・メッセージを特定するなどより効果的な広報を実施してまいります。

○ 他に知事と関係団体との共同メッセージの発信等も検討しています。

○ また、市町村等と連携して普及啓発を実施してまいります。

Kanagawa Prefectural Government

13

県民への周知のありかたについて（これまでの働き方改革推進会議のサマリー）

神奈川県病院協会　2023.11.1.

1「医師の働き方改革」に対する県民の意識

２０２４年４月の「医師の働き方改革」実施に向け、
現状では、
　県民に十分な周知がされているとは言えない状況

⬇

県民目線に立って考えた場合、
　「医師の働き方改革」の趣旨や影響を知っておくことは重要

⬇

行政として、早急に、そして幅広く広報に努めて欲しい。

1

2-1　県民周知の考え方

「医師の働き方改革」を県民に周知するにあたっては、
医師の勤務の現状を踏まえ、まず、その趣旨をしっかりと伝える。

＜現状＞医師の長時間にわたる勤務により地域医療は支えられている。
　　人口減少が進む中でも、医師の人材確保は重要

＜趣旨＞働き方改革により、医療の質や安全性を確保する。
　　持続可能な医療提供体制の構築により、地域医療体制を確保する。
　　医師の研鑽や研究の時間も確保できる。

➡ だから、「医師の働き方改革」は必要

2

2-2 県民周知の考え方

「医師の働き方改革」の趣旨を示したうえで、

県民・患者として理解・取り組んでほしいことを伝える。

＜県民・患者の理解・取組み＞

「医師の働き方改革」への理解

患者としての行動変容の促進

・コンビニ受診の回避

・救急車の使い方

・平日昼間の受診

・チーム医療への理解　　など

3

2-3 県民周知の考え方

「医師の働き方改革」は、2024年４月で待ったなし

県民広報は、早急に対応が必要

対応が、遅れれば、医療の現場で影響が出る。

○ 県民全体への意識啓発をしっかりと行ったうえで、
ポイントを絞った広報をすることが効果的

○ あらゆる世代や外国籍の方々などにとってもわかりやすい広報

○ 行政全体をあげての広報なども検討して欲しい。
県内市町村による合同広報など

例：県のたより、県ホームページ、動画、ポスター、チラシ等

4